

改正 令和2年3月2日条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 実施機関における個人情報の届出、保管及び収集（第5条—第7条）
- 第3章 実施機関における個人情報の管理（第8条）
- 第4章 保有個人情報の利用、提供及び結合（第9条—第13条）
- 第5章 保有個人情報の開示、訂正、利用停止の請求等（第14条—第27条）
- 第6章 救済の手続（第28条—第30条）
- 第7章 福生病院企業団情報公開・個人情報保護審議会（第31条）
- 第8章 事業者の個人情報の保護（第32条—第34条）
- 第9章 雑則（第35条—第38条）
- 第10章 罰則（第39条—第43条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福生病院企業団（以下「企業団」という。）における個人情報の適正な取扱いについて基本的事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、基本的人権を擁護し、信頼される医療の提供を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 福生病院企業団企業長（以下「企業長」という。）、監査委員及び議会をいう。
- （2） 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体の情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- （3） 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有するものをいう。ただし、公文書（福生病院企業団情報公開条例（平成31年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。
- （4） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （5） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- （6） 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有するものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- （7） 市民等 福生病院企業団規約（令和2年1月16日東京都知事許可）第2条に規定する企業団を構成する地方公共団体の市民及び町民をいう。
- （8） 本人 個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報から識別される特定の個人をいう。
- （9） 事業者 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- （10） 審査会 福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例（平成31年条例第

3号)第1条に規定する福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、保有個人情報の開示を請求しようとするものは、個人情報保護の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重するよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の届出、保管及び収集

(保有個人情報取扱事務の届出等)

第5条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「保有個人情報取扱事務」という。）を開始し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ一定の事項を企業長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る保有個人情報取扱事務については、適用しない。

3 企業長は、第1項の規定による届出を受けた事項に係る目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(保管等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集、記録、保管、利用及び提供（以下「保管等」という。）をするときは、保有個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的達成の範囲内で、必要かつ最小限のものとしなければならない。

2 実施機関は、門地、思想、信条及び宗教並びに犯罪歴その他これらに類する社会的差別の原因に関する個人情報の保管等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合

(2) あらかじめ本人の同意を得ている場合

(3) 実施機関が情報公開条例第22条第1項に規定する福生病院企業団情報公開・個人情報保護審議会（第31条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができないと認めた場合

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に定めがある場合

(2) 公刊された出版物、報道等により公にされた個人情報を収集する場合

(3) 人の生命、身体、財産等を保護するため、緊急かつやむを得ない理由がある場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の事務事業の執行上、本人以外のものから収集することが公益上やむを得ないと認められる場合で、審議会の同意を得たとき。

第3章 実施機関における個人情報の管理

(適正管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的を達成するため、保有個人情報の記録内容を常に正確かつ最新の状態に保たなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的を達成したこと等により、不要となった保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

3 実施機関は、故意、過失、事故等により、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損等が生じないようにしなければならない。

4 実施機関は、保有個人情報取扱事務を外部に委託するときは、当該事務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）に対し、保有個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

5 受託者は、実施機関から委託を受けた事務（以下「受託事務」という。）について、個人情報の

漏えい、滅失、毀損等が生じないよう個人情報の適正な管理に必要な措置を講じなければならない。

- 6 受託者は、実施機関から委託を受けた事務について知り得た個人情報を漏らしてはならない。当該事務の委託が終了した後も同様とする。

第4章 保有個人情報の利用、提供及び結合

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該保有個人情報取扱事務の目的以外に利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。
 - (1) 法令等に定めがある場合
 - (2) あらかじめ本人の同意を得ている場合
 - (3) 人の生命、身体、財産等を保護するため、緊急かつやむを得ない理由がある場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の事務事業の執行上、目的外利用又は外部提供をすることが公益上やむを得ないと認められる場合で、審議会の同意を得たとき。
- 4 実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供をしようとするときは、あらかじめ（前項第3号に該当するときは、その事後速やかに）一定の事項を企業長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は目的外利用若しくは外部提供を廃止しようとするときも同様とする。

5 第5条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

- 6 実施機関は、第3項の規定により外部提供をしようとするときは、個人情報の保護を確実に図るため、外部提供を受けるものに対し、一定の条件を付さなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第10条 実施機関は、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を目的外利用してはならない。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、目的外利用することができる。

(情報提供等記録の利用の制限)

第11条 実施機関は、情報提供等記録を目的外利用してはならない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第12条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(結合の制限)

第13条 実施機関は、電子計算組織により保有個人情報取扱事務を処理する場合において、実施機関の電子計算組織と実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがある場合
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合
- 2 実施機関は、前項の規定により電子計算組織を結合する場合は、保有個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

第5章 保有個人情報の開示、訂正、利用停止の請求等

(開示請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示請求をすることができる。
- 3 前2項の規定により開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）は、実施機関が

定める事項を記載した請求書を実施機関に提出し、及び自己が本人又は法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証する書類を実施機関に提示しなければならない。

- 4 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し相当期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（開示の決定等）

第15条 実施機関は、前条第3項に規定する請求があった日から14日以内に、当該請求に係る保有個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかにその旨を書面により開示請求者に通知しなければならない。この場合において、開示しない旨の決定（第18条の規定による保有個人情報の一部を開示しない場合を含む。）をしたときは、その理由を付記しなければならない。

- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、前条第3項に規定する請求があった日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由及び期間を書面により開示請求者に通知しなければならない。

- 4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が、開示しない旨の決定の日から1年以内に開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知しなければならない。

（開示の方法）

第16条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 実施機関は、前項の視聴又は閲覧の方法による保有個人情報の開示に当たり、当該保有個人情報を直接開示することにより、当該保有個人情報の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報の写しによりこれを行うことができる。

（開示しないことができる保有個人情報）

第17条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する保有個人情報（以下「非開示情報」という。）については、開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる保有個人情報
- (2) 開示することにより、開示請求者以外の者の権利利益を侵害するおそれがある保有個人情報。
ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人等に関する保有個人情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する保有個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 企業団の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が

行う事務又は事業に関する保有個人情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
ア 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、企業団、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(5) 企業団の実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する保有個人情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 企業団、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この号、第21条及び第30条において「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した保有個人情報であつて、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(7) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある保有個人情報

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人又は本人）の利益に反すると認められる保有個人情報

（一部開示）

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とがある場合において、開示しないことができる情報とそれ以外の情報とを容易に分離することができ、かつ、分離することにより開示請求の趣旨が損なわれないと認められるときは、開示しないことができる情報の部分を除いて保有個人情報の開示をするものとする。

（裁量的開示）

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報（第17条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、第17条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められる

とき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報に第19条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（この項及び第30条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示手数料）

第22条 実施機関が第16条第1項の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより、開示手数料を徴収する。

- 2 企業長は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の開示手数料は、還付しない。ただし、企業長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（訂正請求）

第23条 保有個人情報の開示を受けた者は、当該保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求（追加又は削除を含む。以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 2 前項の規定により訂正請求をしようとする者（以下「訂正請求者」という。）は、実施機関が定める事項を記載した請求書により訂正請求の趣旨及び理由について実施機関に提出し、及び第14条第3項に規定する自己が本人又は法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証する書類及び当該訂正請求をする内容が事実と合致することを証する書類を実施機関に提示しなければならない。
- 3 第14条第4項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正の決定等）

第24条 実施機関は、前条第2項に規定する請求があったときは、必要な調査を行い、受理した日から30日以内に、当該請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正し、速やかにその旨を書面により訂正請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を書面により訂正請求者に通知しなければならない。この場合において、その理由を付記しなければならない。
- 4 第15条第3項の規定は、訂正決定等について準用する。

（利用停止請求）

第25条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求（以下「利用停止請求」という。）することができる。

(1) 実施機関により第7条の規定に違反して収集されているとき、第9条第1項及び第3項若しくは第10条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第2項及び第3項又は第12条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。
- 3 前2項の規定により利用停止請求をしようとする者（以下「利用停止請求者」という。）は、実

施機関が定める事項を記載した請求書により利用停止請求の趣旨及び理由について実施機関に提出し、及び第14条第3項に規定する自己が本人又は法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証する書類を実施機関に提示しなければならない。

- 4 第14条第4項の規定は、利用停止請求について準用する。
（利用停止の決定等）

第26条 実施機関は、前条第3項に規定する請求があったときは、必要な調査を行い、請求のあった日から30日以内に、当該請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止し、速やかにその旨を書面により利用停止請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を書面により利用停止請求者に通知しなければならない。この場合において、その理由を付記しなければならない。

- 4 第15条第3項の規定は、利用停止決定等について準用する。
（個人情報の提供先への通知）

第27条 実施機関は、第24条第2項の規定により保有個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第6章 救済の手続

（苦情処理）

第28条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第29条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第30条 実施機関がした開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、審査会に諮問をし、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行うものとする。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - （2） 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号、第3項及び第4項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
 - （3） 審査請求に係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとする場合
 - （4） 審査請求に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認し利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 前2項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- （1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章

において同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第7章 福生病院企業団情報公開・個人情報保護審議会

(福生病院企業団情報公開・個人情報保護審議会)

第31条 実施機関は、福生病院企業団情報公開・個人情報保護審議会に対し、個人情報保護制度に関する重要な事項(前条の規定に基づいて審査会に諮問する事項を除く。)について諮問し、又は意見を求めることができる。

第8章 事業者の個人情報の保護

(事業者の責務)

第32条 事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、その事業の実施に当っては、保有する個人情報について個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な管理に努めなければならない。

(事業者に対する啓発)

第33条 企業長は、事業者において個人に関する情報の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

(事業者の取り扱う個人情報についての苦情処理等)

第34条 企業長は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

2 企業長は、前項の苦情が迅速かつ適切に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん、助言、指導及び情報の提供に努めなければならない。

3 企業長は、第32条の規定に違反する行為を行っているとき、その事業者に対して説明又は資料の提出を求めることができる。

4 企業長は、前項の規定による説明又は資料の提出の結果、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正であると認められるときは、是正若しくは中止を指導し、又は勧告を行うことができる。

5 企業長は、前項の規定に基づく指導又は勧告を受けた者がそれに従わないときは、その事実を公表することができる。

6 事業者のうち、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項各号に掲げる者で、当該各号に定める目的であるときは、前3項の規定について適用しない。

第9章 雑則

(検索資料の作成等)

第35条 実施機関は、保有個人情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

この場合において、実施機関は、第5条第3項に定める目録を当該保有個人情報の検索に必要な資料とすることができる。

(運用状況の公表)

第36条 企業長は、毎年1回各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(他の制度等との調整)

第37条 この条例は、他の法令等の規定により保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の開示請求、訂正請求又は利用停止請求の手続が定められている場合については、適用しない。

2 保有個人情報に係る本人からの開示の請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は、適用しない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰則

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項が記録されたものに限る。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第39条又は第40条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている保有個人情報取扱事務の届出等については、第5条第1項中「保有個人情報を取り扱う事務（以下「保有個人情報取扱事務」という。）を開始し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っている保有個人情報を取り扱う事務（以下「保有個人情報取扱事務」という。）については」と読み替えて同項を適用する。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている保有個人情報の保管等については、この条例の相当規定により行った保有個人情報の保管等とみなす。

附 則（令和2年3月2日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第22条関係）

公文書の種類	開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真	写し（単黒色刷り）1枚につき 10円	写しの交付のとき。
	写し（多色刷り）1枚につき 30円	写しの交付のとき。
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を複製した光ディスク1枚につき 100円	写しの交付のとき。
電磁的記録	印刷物として出力したもの（単黒色刷り）1枚につき 10円	写しの交付のとき。
	印刷物として出力したもの（多色刷り）1枚につき 30円	写しの交付のとき。
	複製した光ディスク1枚につき 100円	写しの交付のとき。

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 公文書の写し（電磁的記録の場合においては、印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 電磁的記録の写しの交付においてこの表に掲げる開示手数料の金額によりがたい場合には、規則で定めるところにより写しの交付に係る費用を徴収する。